

# おおあらい

Vol.365



踊りとおはやし特訓中！（まつりばやし大洗・関連記事11ページ）



大洗町情報公開制度が  
スタートしました ..... P. 2



町政トピックス ..... P. 4  
みんなのひろば ..... P. 8  
町のわだいくローズアップ ..... P.10  
くらしの情報 ..... P.12



# 開かれたまちづくりを目指して 4月1日から 大洗町の情報公開制度がスタートしました

## 情報公開制度とは

町民のみなさんの請求に応じて町の保有する情報を公開する制度です。

この制度によって、町政に対する住民の理解と信頼を深め、町政への参加を推進し、公正で開かれたまちづくりを実現することを目的としています。

## 制度を実施する機関

この制度の実施機関は、町長部局（消防本部を含む）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者及び議会です。

## 公開対象となる情報

平成14年4月1日以降の実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書及び図画（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）であつて、町が保有しているものを請求できます。また、それ以前の保存文書も、整理が終わりしだい公開対象とします。

## この制度を利用できる方

町内に住所のある方  
町内に事務所や事業所を持つ個人及び法人その他の団体  
町内の事務所や事業所に勤務している方  
町内の学校に在学している方  
本町に対して町税の納税義務を有する方  
実施機関が行う事務事業に対して利害関係のある方

## 請求の方法

所定の請求書に必要事項を記入して情報公開窓口（総務課）又は各実施機関に請求します。

## 請求から公開までの流れ



問合せ 総務課文書選挙係  
電話267 - 5111  
(内線233)

## 費用の負担

公開にかかる手数料は、無料です。  
負担していただくのは、写しの交付等に係る実費の費用のみとなります。実費は、白黒コピー1枚10円、カラーコピー1枚100円です。郵送により写しの交付を希望される方は、別途送料も必要となります。

## 公開できない情報

町の保有する情報は公開を原則としていますが、次に掲げる情報が記録されている場合は公開できないことがあります。

法令等の規定により公開することができないとされている情報

個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものや個人の権利・利益を害するおそれがある情報  
法人や事業を営む個人に関する情報で、公開することにより当該法人等に不利益を与える場合、また正当な利益を害するおそれがある情報  
人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防及び捜査などに支障を及ぼすおそれがある情報

町の意思形成過程に関する情報で、公開することにより率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損な

われたり、特定の者に不当に利益を与えたり、又は不利益を及ぼすと認められるもの

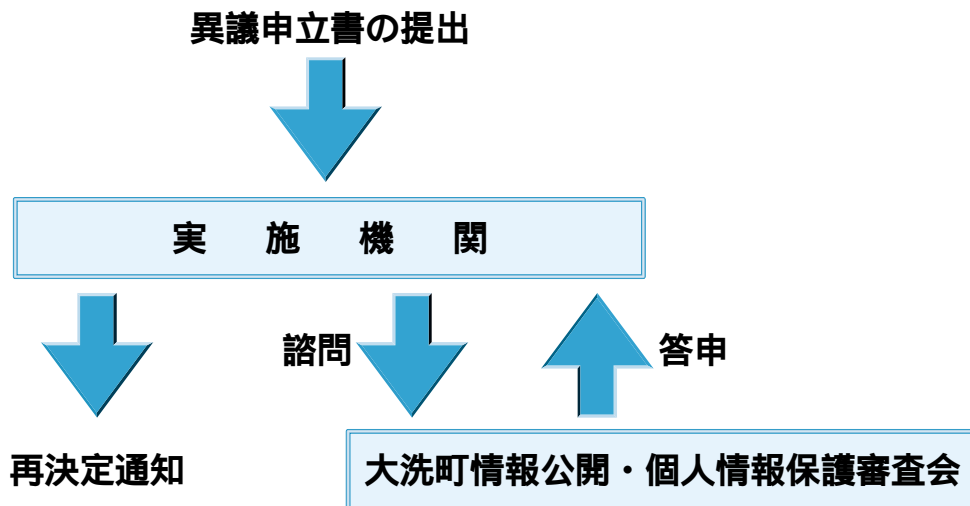
実施機関等が行う事務事業に関する情報で公開することにより事業の目的や関係者との信頼関係が著しく損なわれる場合や事業の公正・円滑な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

## 公開・非公開の決定

実施機関は、請求を受け付けた日から起算して15日以内に決定します。なお、やむを得ない理由で15日以内に決定できない場合は延長することもあります。

## 決定に不服のあるときは

非公開や部分公開と決定になり、その決定に不服がある場合は決定を受けた日の翌日から60日以内に実施機関に対して不服申し立てができます。不服申し立てが適法な場合は、学識経験者などで構成する大洗町情報公開・個人情報保護審査会が中立・公正な立場で審査を行い、その答申を尊重して実施機関が再度決定を行います。



## 個人情報保護制度が4月1日からはじまりました

役場では、住民のみなさんの生活に密着した仕事をしており、多くの個人情報を保有しています。

これらの情報をプライバシー保護の観点から役場が保管している個人情報をコントロールの下に置くことを保障する制度が個人情報保護制度です。

役場は、保有している個人情報の保管や収集方法、利用方法を明確にするとともに住民の皆さんは自らの個人情報について開示や訂正などの請求をできるようになります。

## 那珂川・酒沼川の水辺環境を

### 国土交通省直轄事業で整備します

### —大洗水辺プラザ整備計画—

那珂川と酒沼川が河口で合流し太平洋に流れ込んでいる豊かな水資源は大洗町の大きな財産です。

国と地域が連携した川づくり事業「水辺プラザ」の整備が今年度スタートします。

今年度は、国の直轄事業（町負担なし）として親水護岸、遊歩道、緑地などの整備が進められ、将来的には酒沼川や那珂川の水運ネットワークを生かす棧橋や交流拠点の計画も検討されています。



イメージ図

#### 水辺プラザとは...

市町村の行なう河川や溪流沿いの交流拠点整備と、国土交通省の行なう基盤となる河川整備の総合事業です。

市町村にある水辺の魅力を最大限に引き出し、そこを訪れたくなるような、地域交流の中心地となるような「にぎわいのある水辺」を創り出します。

#### 例えば...

市町村：河川利用の施設、河川沿いの公園、遊歩道、駐車場の整備など

国土交通省：堤防の整備、親水河岸、河川内の整備など

## 水辺プラザ整備の3つの柱

#### 拠点整備

アクアワールド・大洗を核として水辺プラザおよび散策路、観光周遊航路の整備を進めることにより周辺地域への集客力を高めます。また住民の皆さんに安らぎの場として活用していただき、さらに、町を訪れた観光客が町内を周遊することによる町全体の活性化を図っていきます。

#### 水辺整備

緑地や親水護岸、坂路や階段、遊歩道などを整備し、安全性や親水性を高め、那珂川・酒沼川にふれあう場として良好な水辺の環境をつくれます。

#### 水辺プラザと地域整備構想との一体化

定住化促進のための公営住宅の整備・宅地開発、クラインガルテン（観光農園）などを総合的に整備する「二葉地区開発計画」と水辺プラザを連携させていきます。

また、アクアワールドに来館した方々が海岸線から那珂川河口を散策後、那珂川や酒沼川の観光遊覧を楽しんだり、水上バスなど利用できる河川環境の整備を推進します。

# 連携と交流によるまちづくり

## シンポジウムを開催します

アクアワールド大洗のオープンや北関東自動車道開通により大洗町の観光都市としての将来性がさらに高まりました。

このような状況を「まちづくり」にどのように結び付けていくかを検討した大洗町活性化戦略プランおよび大洗地区を中心とした広域連携方策調査をもとに町では異業種間や市民団体との連携、広域的連携の強化を目指す、各種産業の振興と積極的な住民参加によるまちづくりを推進するためシンポジウムを開催いたします。

申込み・問合せは町長公室 ☎(267) 5111 (内線213)

### 大洗町活性化戦略プラン

これまでに、大洗港の空間を利用し、町全体の活性化を図っていく具体策について検討を重ねてまいりました。

今回、活性化の中心地として「にぎわいの場」を創り、そこに次の要素を基本に盛り込んだ物販機能や飲食機能、体験・学習・海洋性レクリエーション機能を持たせる提案がなされました。

大洗町独自の地域素材を活かす

地元産業や商店街、住民を含めた、同業種間、異業種間の地域社会の連携を形成する

他の競合地域に対し、高い優位性で差別化を図る

### 広域連携方策調査

在来の施設や資源を有効利用した「海の学校」「うみまち再生」「食開発」「広域観光促進」など取り組み方法やイベント内容中心の提案を行い、実現に向けた具体的な提案をしています。

- 日時 5月26日(日) 大洗文化センター  
参加者 町民を中心に約200名(参加費無料)  
町民、各種団体の積極的な参加をいただく
- プログラム
- セレモニー
- 開会 10:30
- あいさつ
- 趣旨及びスケジュール説明
- 第1部基調講演 11:00
- 講師紹介
- 基調講演 岡崎昌之先生「人が輝きまちが輝く」
- 地産地消による昼食タイム 12:00
- 漁協婦人部、JA婦人部、食生活改善推進員による地元素材を使ったもてなし料理
- ウバツ貝の炊き込みご飯、季節の野菜など
- 地産地消による未開発資源の商品化など
- 第2部パネルディスカッション 12:40
- 第1セッション まちの再生と大洗の魅力づくり  
テーマ「地場による食の連携」
- 第2セッション 体験交流型学習のまちづくり  
14:00
- テーマ「海の学校はどうすれば立ち上がるか」
- コーディネーター：アウトドアジャーナリスト 中川祐二氏
- 終了 15:20
- パネラー
- 他市町村に住んでいて大洗に関心の高い方  
地域づくり、まちづくりに関心のある町民  
農業、水産業、商店、旅館業などの従事者



# 春の行政相談週間

## 5月20日(月)から5月26日(日)

毎日の暮らしの中で役所の仕事についての苦情や意見・ご要望はありませんか

「役所に相談したいが、どこの窓口に行けばよいかわからない。」

「役所に苦情を言いたいけど直接窓口に行いたくない。」

「苦情を申し出たがその措置に納得できない。」

こんな時は、行政相談委員にご相談ください

行政相談委員は、役所・NTT・公庫・公団などが行っている仕事についての苦情など受け付け、中立・公平な立場で相談者の方に助言したり、関係機関に相談の内容を連絡することなどにより、問題解決を促進する仕事をしています。

現在、全国で五千人を超える行政相談委員が暮らしと行政をつなぐパイプ役として身近なところで活躍しています。大洗町の行政相談委員は、山崎正さんです。自宅や定例相談所等で常時相談を受け付けていますので、お気軽にご相談ください。相談は無料で秘密は厳守されます。

### 行政相談の受付窓口

大洗町担当行政相談委員

氏名 山崎<sup>きよし</sup>正さん  
住所 磯浜町2315 13  
電話 (267) 4833

特設行政相談所を開設いたします

日時 5月20日 13:00～15:00

場所 役場3階小会議室

問合せ 町長公室 TEL267 5111(内線212)

茨城行政評価事務所

行政苦情110番

電話(253)1100



皆さんのご協力により昨年の4月から今年の3月までの1年間に集められた資源物は、総重量約442トン、一世帯あたり約66kgで、ごみ収集車で約221台分のごみの減量になりました。こうして集められた資源物は再生され、新しい製品に生まれ変わります。これからも地球環境にやさしいリサイクルに皆さんの一層の参加とご協力をお願いいたします。

資源ごみリサイクル  
にご協力ありがとうございます  
ございます

### 平成13年度資源物回收集計表

分類	缶 類		び ん 類						紙 類			布類	合計
	アルミ	スチール	ビールびん	一升びん	透明びん	茶びん	青黒緑びん	ペットボトル	新聞紙	ダンボール	雑 誌	古 布	
回収量 (kg)	13,528	17,930	8,727	11,626	15,215	17,517	12,476	16,060	214,970	44,951	65,740	3,160	441,900

統計

## 6月1日、商業統計調査が 全国一斉に行われます

商業統計調査は、統計法に基づいて実施される国の重要な調査であり、提出された調査票を統計上の目的以外に使用することはありません。

商業の実態を明らかにし国や都道府県・市区町村における商業の

育成、中心市街地の活性化など流通産業施策のための基礎資料となるもので、全国の卸売業、小売業を営むすべての事業所が調査の対象となります。5月下旬から調査員が各事業所に伺います。皆様のご協力をお願いいたします。

随想

## 未来につなぐ文殊の知恵

大洗町長 小谷隆亮

小鳥のさえずり、一輪の花、あたりの木々は日毎に緑を増し、さわやかな風を感じる今日この頃です。

今年は暖かな日が続き、いつになく桜の開花も早く入学式を待たず桜の見ごろも終わってしまいました。4月から転勤、就職、入学と新しいスタートをきった皆さんは夢や希望に胸を膨らませながら、忙しい毎日をご過ごされているのではないのでしょうか。

さて、4月から完全学校週5日制がはじまりました。学校週5日制は、学校、家庭、地域社会の役割を明確にし、それぞれが協力して豊かな社会体験や自然体験などの様々な活動の機会を子どもたちに提供し、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性などの「生きる力」を育むことを目的としています。生活体験や自然体験が豊富な子どもほど、道徳観や正義感が身についているという調査結果も報告されています。

そこでわたしたちは、子供たちの人間性を育み豊かな心と豊かな知識をもった人間の育成に向けて充実した余暇の過ごし方をさせていただくため、「三人よれば文殊塾」を立ち上げました。学校地域連携推進委員会の皆さんの取り組みにより企業、個人、グループ、学校、行政合わせて60講座を開ける人材の登録をいただくことができました。

「夢を捜し求める子供たちのために」「夢を見つけた子どもたちのために」そして「夢の大切さ、すばらしさを知らない子供たちのために」今、地域力を集めて子供たちを見守り子供たちのエネルギーをひきだし、未来に向かう可能性を膨らませるために家庭、学校、地域の連携で子供たちを支えていく大きな力となっていく。

この「文殊塾」が町内の多くの方々のご協力により町全体の取り組みとして大いに発展し、また未来を担う子供たちにとって大きな糧となることを願っています。

## 悪質商法・契約のトラブルに気をつけて

- 5月は「消費者月間です」 -

消費生活センターなどに寄せられる消費者相談の中で近年多くなっているのが契約・取引をめぐるトラブルです。

なかでも最近増えているのが、高齢者の消費者トラブルです。ねらわれやすいのは一人暮らしの高齢者で悪質業者は親切そうなふりをして近づき、ふとん類や着物類、屋根工事、増改築工事、床下換気扇、紳士録、名簿といった高価な商品売りつけていきます。

またひとつの商品を購入すると悪質業者は次々と別の商品売りつけ、高齢者は一つ一つの契約の意味を理解しないまま商品を買わされてしまうのです。

高齢者の消費者トラブルは自分で解決することがとても難しいものです。消費者トラブルを防ぐためには、家族や周囲の人たちが注意して見守ることが必要です。

悪質商法・契約のトラブルは...

茨城県消費生活センター 〒310-0802 水戸市柵町1-3-1

水戸合同庁舎内 ☎029-225-6445

